

○名古屋大学緊急地震速報システム管理運用要項

(平成22年5月11日要項第4号)

(目的)

第1 この要項は、気象庁による緊急地震速報（以下「緊急地震速報」という。）が発表されたときに、これを受信し、名古屋大学（以下「本学」という。）内に配信する名古屋大学緊急地震速報システムの管理及び運用に関し必要な事項を定め、もって本学における災害対策に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要項において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 名古屋大学緊急地震速報システム（以下「システム」という。） 緊急地震速報を受信し、学内に周知するための一連の機器をいい、次号に規定する受配信サーバ及び第3号に規定する受信端末により構成されるものをいう。
- 二 受配信サーバ 緊急地震速報を受信し、学内に再配信するサーバをいう。
- 三 受信端末 受配信サーバから再配信される緊急地震速報を受信して警報音を鳴らすとともに、第5号に規定する防災無線、館内放送、エレベータ制御等と連動して作動することができる機能を有する受信用の端末機器をいう。
- 四 発報 緊急地震速報を受信した時に受信端末又は次号に規定する防災無線から発せられる警報音の鳴動をいう。
- 五 防災無線 本学で使用するMCA陸上移動無線による通信をいう。

(総括責任者)

第3 本学に、システムの管理及び運用に関する業務を総括するため、総括責任者を置く。

- 2 総括責任者は、理事又は副総長のうち総長が指名した者をもって充てる。
- 3 災害対策室長は、総括責任者の業務を補佐する。

(管理責任者)

第4 本学に、システムの管理及び運用を行うため、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、施設管理部長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、必要に応じて災害対策室にシステムの運用及び管理に関する意見を求めることができる。

(取扱責任者)

第5 受信端末を設置した部局に、受信端末の管理及び運用を行うため、取扱責任者を置く。

- 2 取扱責任者は、原則として受信端末を設置した部局において定める。

(受信端末の設置等、届出及び報告)

第6 受信端末は、必要に応じて設置、変更又は廃止（以下「設置等」という。）をすることができる。

- 2 受信端末の設置等を希望する部局の長は、事前に名古屋大学緊急地震速報システム受信端末（設置・変更・廃止）届出書（別紙様式）により総括責任者に届け出なければならない。
- 3 総括責任者は、必要に応じて受信端末の設置場所、発報の条件等を名古屋大学環境安全防災委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。

(防災無線との接続等)

- 第7 システムが緊急地震速報を受信した場合に直ちにその情報を学内に周知するため、システムの機能の一部を防災無線に接続し、運用するものとする。
- 2 システムが前項により接続した防災無線を鳴動させる時間、条件、放送内容等に関し必要な事項は、本学の近隣に居住する住民の事情等を考慮の上、別に定める。
- (訓練及び広報)
- 第8 総括責任者は、システムを円滑に運用するため、必要に応じてシステムの使用に係る訓練を行うものとする。
- 2 総括責任者は、システムの概要、管理及び運用について、日頃から本学の構成員等への広報に努めなければならない。
- (システムの点検及び保全)
- 第9 管理責任者及び取扱責任者は、日頃からシステムに係る適切な点検を実施し、その保全に努めなければならない。
- (故障等の報告及び措置)
- 第10 取扱責任者は、受信端末に故障又は異常を認めたときは、その旨を遅滞なく管理責任者に報告するとともに、直ちにその復旧に必要な措置を講じなければならない。
- (事務)
- 第11 システムの管理及び運用に関する事務は、災害対策室及び関係部・課の協力を得て、施設管理部施設管理課において処理する。
- (雑則)
- 第12 この要項に定めるもののほか、システムの管理及び運用に関し必要な事項は、委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この要項は、平成22年5月11日から実施する。

別紙様式(第6第2項関係)

名古屋大学緊急地震速報システム受信端末(設置・変更・廃止)届出書
[別紙参照]